

## 丹波の森ロゴマーク使用取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、「丹波の森ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### (ロゴマークの規格)

第2条 ロゴマークの規格は、別添1の「丹波の森ロゴマーク仕様書」(以下、「仕様書」という。)によるものとする。

### (権利の帰属)

第3条 ロゴマークの一切の権利は、公益財団法人兵庫丹波の森協会(以下「協会」という。)に帰属する。

### (使用届の提出)

第4条 ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)は、本規定の内容を承諾したうえで、すみやかに様式に定める丹波の森ロゴマーク使用届(以下「使用届」という。)を公益財団法人兵庫丹波の森協会理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。ただし、次の場合には、使用届の提出を省略することができる。

- (1) 丹波地域内の地方公共団体が使用する場合
- (2) 丹波地域内の学校等が使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) 営利目的以外で、丹波地域内の財団法人又は社団法人が使用する場合
- (5) その他、実行委員会会長が適当と認めた場合

### (成果物の提出)

第5条 使用者は、すみやかにロゴマークを使用した成果物について1部を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の成果物は写真の提出により代えることができる。

### (使用の禁止)

第6条 使用者は、使用目的が次のいずれかに該当する場合には、ロゴマークを使用することができない。

- (1) 兵庫県、丹波篠山市、丹波市の信用及び品位を害する恐れがある場合
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのある場合
- (3) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのある場合
- (4) 自己の商標とする等、独占的に使用し、又は使用する恐れのある場合
- (5) その他、理事長が不適當と認める場合

2 理事長は、使用届の内容及び使用実態について、適当でないと認めるときは、使用者に対しその使用の中止や成果物の回収を求め、使用者は異議なくこれに従うものとする。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用届に記載した目的のみに使用すること。第4条ただし書きにより届出を免除される場合には、当該各号以外の目的に使用しないこと。
- (2) 使用者以外の第三者にロゴマークを使用させないこと。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) 商標権、意匠権等の知的財産権を取得しないこと。

(使用実績の公表)

第9条 使用者は、協会がロゴマークの使用実績について、使用者名、使用目的等を公表することを了承するものとする。

(損害の補償)

第10条 第6条第2項に規定により、使用の中止や成果物の回収の求めにより、使用者に損害が生じても、理事長はその責めを負わない。

2 ロゴマークの使用によって発生した損害または損失について、理事長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いについての必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

第1条 この規程は、平成31年3月22日から施行する。